

平成 26 年度

事 業 計 画 書

平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 3 月 31 日

公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会

(平成26年度事業計画書)

目 次 .....	1
基本方針 .....	2
I 本会の事業一覧 .....	2
1 公益目的事業 .....	2
2 収益事業等 .....	2
3 管理部門 .....	2
II 各事業の構成 .....	2
1 公1事業 .....	2
2 公2事業 .....	3
3 公3事業 .....	3
4 収益事業等 .....	3
5 管理部門 .....	3
III 各事業の個別事業計画 .....	3
1 公1事業 .....	3
(1) マッサージ等将来研究会による研究等 .....	3
(2) 学術セミナー .....	4
(3) 東洋療法推進大会 .....	5
(4) 地域健康つくり指導者研修会 .....	5
(5) スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会 .....	6
(6) 保険取扱説明講習会 .....	7
(7) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣 .....	7
2 公2事業 .....	8
(1) 広報紙など発行事業 .....	8
(2) リーフレット等の作成、配布 .....	8
(3) 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康つくり講演会 .....	9
(4) あはき等法推進協議会による協議等 .....	9
3 公3事業 .....	10
(1) 視覚障害者に対する情報伝達支援 .....	10
(2) 視覚障害者等に対する相談、助言 .....	10
(3) 視覚障害者に対する職業訓練 .....	11
4 収益事業等 .....	12
(1) 視覚障害者に対する職業実施の治療院の経営 .....	12
(2) 相互扶助等1事業 .....	12
(3) 専門学校優秀卒業生の表彰 .....	12
5 管理部門 .....	13

# 平成26年度事業計画書

## 基本方針

公衆衛生の向上、国民の健康増進に寄与することを目的して、良質かつ適正な施術を提供するため、公益目的事業としての研究、研修を積極的に行い、鍼灸マッサージの正しい知識の普及および国民が良質な医療を受けるための情報伝達に取組み、公益目的事業比率60%を目標として事業効率を図る。全ての会員が無免許営業対策、国民医療保険としての療養費の普及、高齢化社会に対応できる技術、資質の向上に参画することを目標とする。財政面は、年々の会員数の減少に伴う年会費の減収から会務運営資金が逼迫している。このような現状を踏まえ、平成26年度も引き続き無駄を省き、諸費用の見直しを行い、節約に心がけ、下記事業の遂行のため効率的な資金運用を図っていく。

## I. 本会の事業一覧

1. 公益目的事業（事業番号 公1、公2、公3とする）
  - ・公1：良質かつ適正な鍼灸マッサージ施術等を提供するための研究、研修事業
  - ・公2：鍼灸マッサージに係る正しい知識の普及啓発等事業
  - ・公3：視覚障害者に対する鍼灸マッサージ情報の伝達、職業訓練等支援事業
2. 収益事業等
  - ・収益事業：視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営
  - ・その他の事業：相互扶助事業
3. 管理部門

## II. 各事業の構成

1. 公1事業
  - (1) 研究事業
    - イ. マッサージ等将来研究会による研究等
  - (2) 研修事業
    - イ. 学術セミナー
    - ロ. 東洋療法推進大会
    - ハ. 地域健康つくり指導者研修会
    - ニ. スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会
    - ホ. 保険取扱説明講習会

へ、都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣

## 2. 公2事業

### (1) 広報紙等発行事業

- イ. 広報紙の発行
- ロ. リーフレット等の作成、配布

### (2) あはき等法推進会議、普及講習会等事業

- イ. あはき等法推進協議会
- ロ. 温泉とほり、きゅう、マッサージで健康つくり講演会

## 3. 公3事業

### (1) 視覚障害者に対する情報伝達支援

- (2) 視覚障害者に対する相談、助言
- (3) 視覚障害者に対する職業訓練

## 4. 収益事業等

### (1) 視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営

- イ. みびょううち鍼灸マッサージ療院の経営

### (2) 相互扶助等事業

- イ. 死亡会員に対する弔意金の支給
- ロ. 専門学校等優秀卒業生の表彰

## 5. 管理部門

### (1) 管理部門

## III. 各事業の個別事業計画

### 1. 公1事業

#### (1) マッサージ等将来研究会による研究等

##### イ. 事業内容

関係7団体からテーマ（「普及・啓発」「生涯・教育」）ごとに、概ね各1～2名の代表者が出席し、研究、協議する。

##### ・普及・啓発について

国民に対しあん摩マッサージ指圧についての正しい理解と認識を普及するための啓発を効果的に進めるための方策を研究、協議し、その結果を踏まえて共同でホームページに掲載する。また関係団体それぞれの啓発に活用することとする。

##### ・生涯・教育について

あん摩マッサージ指圧師の教育制度のあり方、（公財）東洋療法研修試験財

団がすすめる鍼灸マッサージ師に対する生涯研修制度のあり方、あん摩マッサージ指圧師のスキルアップと専門性を高めるための認定制度の導入等を研究、協議し、関係機関等に対し改善策を提言する。

ロ. 実施時期

- ・テーマごとに、概ね年各4～6回、全体会を1～2回開催する。
- ・ホームページ「AMSネット」を利用して普及啓発を行う。
- ・認定訪問マッサージ師の講習会開催（平成26年10月埼玉県にて予定）。
- ・都道府県師会が開催する生涯研修会の支援から（公財）東洋療法研修試験財団の「生涯研修実施要領」を配付し、財団と共に「生涯研修会」を実施支援する。
- ・関係団体との委員会活動参画。

ハ. 実施場所

本会が会議室を無償で貸与する、又は、東京都内の専門学校の校舎を無償で借り受け開催する。

二. 財源

各団体の出席者に対する交通費等の経費については、各団体がそれぞれ支出する。その他成果物の作成費等については、各団体の協議により各団体の負担額を決定し、各団体それが支出する（本会は、会費を充当する）。

（1）学術セミナー（学術委員会担当実施）

イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する学識経験者及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師を講師とし、鍼灸マッサージの学術問題を中心としたセミナーを年3回～4回開催する。本年度は地方からの要望もあり、地方開催を2回計画。セミナー受講者に対しては、本会名の参加証明書を交付するほか、鍼灸マッサージに関する生涯研修（以下「生涯研修」という）について、（財）東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者及び専門学校の学生を対象とし、1回当たり30名を募集する。

ハ. 平成26年度実施時期等

- ・ 第1回講習会 H.26年 7月13日 東京都 会場：都内予定  
講師 日本統合医療センター 織田 聰 先生  
演題 「統合医療について」（医師との連携法）
- ・ 第2回講習会 H.26年 9月 7日 神奈川県 会場：横浜市内  
講師 臨床心理士 稲富 正治 先生  
演題 「相談援助技術」（コミュニケーショントレーニング）

- ・ 第3回講習会 H.27年 3月 1日 埼玉県 会場：埼玉県市内  
講師 全鍼師会スパ委員 北川 育先生  
演題 「次世代実践鍼灸」 (日本から世界に向けて)
- ・ 第13回東洋療法推進大会 in 岡山にて、「臨床発表」「訪問マッサージに関する研究発表」「かかりつけ鍼灸マッサージ師研修会」等実施。

## 二. 財源

参加者から参加費を徴収して、不足分は会費を充当する。

- ・会員=3,000円、非会員=5,000円、学生=1,000円

### (2) 東洋療法推進大会

#### イ. 事業内容

年1回、2日間の日程で、会場を5程度に分割し、鍼灸マッサージに関する様々な事項（学術関係、各種疾病・症状に対する対応方法や臨床研究例、介護予防事業との関係、地域医療との関係、医療保険制度との関係、視覚障害者の状況等）についてそれぞれテーマを設け、テーマごとに学識経験を有する大学教授、医師、学会関係者、専門校関係者及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等を講師、シンポジストとして、又は発表者とするシンポジウム、講演、症例発表等を行い受講者が自らのニーズに応じた会場で学術の研鑽、技術の向上等を図る。受講修了者に対しては、本会名の修了証を交付するほか、生涯研修について、(財)東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。また、一般国民にも分かり易い形の一般公開講座を実施する。

#### ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者及び専門学校の学生とする。なお、一般公開講座については、一般国民をも対象とする。対象者数は、350～400名程度とする。

#### ハ. 平成26年度開催時期等

第13回東洋療法推進大会 in 岡山

- ・開催日 平成26年10月19日、20日
- ・会場 ホテルグランビア岡山
- ・岡山県師会との連携実施

## 二. 財源

参加者から参加費を徴収し、不足分は会費を充当する。

- ・会員=5,000円、非会員=10,000円、学生及び一般国民無料。

### (3) 地域健康つくり指導者研修会

#### イ. 事業内容

年1回、1コースを前期、後期に分けて延4日間開催し、要支援者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練の実施方法を中心に、介護問題に識見を有する専門学校講師、整形外科医及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等を講師として、座学（制度及び事業の概要、要支援者に対する運動の種類・強度・リスク管理、事例紹介等）及び実技指導を行う。受講修了者に対しては、本会名の修了証を交付するほか、生涯研修について、（財）東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。また、認定証を付与。

#### ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者45名程度を対象とする。

#### ハ. 平成26年度実開催時期等

- ・ 前期 平成26年 7月 6日 会場 京都府市内予定
- ・ 後期 平成27年 2月 開催予定 会場 東京都区内予定
- ・ 第13回東洋療法推進大会 in 岡山にて分科会を担当、平成27年度介護保険制度改革や地域包括ケアシステムについて検証する。

#### 二. 財源

参加者から参加費を徴収し、不足分は会費を充当する。

- ・ 会員=1コース（前期、後期）当たり 8,000 円
- ・ 非会員の免許所有者=1コース（前期、後期）当たり 16,000 円

### （4）スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会

#### イ. 事業内容

年1回、1コースを前期、後期に分けて延4日間開催し、スポーツ医学についての学識経験を有する大学教授、スポーツドクター及び公認アスレチックトレーナー等を講師とし、医学的サポートに必要な座学（アスレチックトレーナーの役割、スポーツ医学、スポーツ外傷・傷害の予防、アスレチックリハビリテーション、スポーツ鍼灸・マッサージ等）及び実技指導を行う。

受講修了者に対しては、そのレベルに応じて本会名の認定証を交付するほか、生涯研修について、（財）東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。

#### ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者100名程度を対象とする。

#### ハ. 実施時期等

- ・ 前期 平成26年 6月21日、22日 会場  
会場 東京ファッションタウンビル
- ・ 後期 平成26年12月開催予定

会場 東京ビッグサイト予定

- ・専門領域認定制度を導入し、認定者を協議団体等へ推薦する
- ・第13回東洋療法推進大会 in 岡山にて分科会を担当し、スポーツ鍼灸マッサージの実技指導を行う

二. 財源

参加者から参加費を徴収し、不足分は会費を充当する。

- ・会員及び学生=1コース当たり 10,000 円
- ・非会員の免許所有者=1コース当たり 20,000 円

(5) 保険取扱説明講習会

イ. 事業内容

全国9ブロックにおいて年1回、本会の保険担当委員を講師とし、療養費制度を含む医療保険制度の理念と仕組み、適用疾患、具体的な療養費の請求手続き等について講習、指導を行う。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず鍼灸マッサージ師の免許を有する者、患者から委任を受けて療養費の請求、受領を代理する団体の担当者及び一般国民、1ブロック当たり平均約70名を対象とする。

ハ. 実施時期

各ブロックと協議のうえ実施時期を決定し、開催する。

ニ. 実施場所

各ブロック内の地域において、ホテル、公的施設等を賃借して開催する。

ホ. 財源

事業に要した経費については、本会とブロックの関係団体とがそれぞれの負担額を協議のうえ決定し、支出する（本会は、会費を充当）。（参加者から参加費を徴収するか否かはブロックによって異なる）

(6) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣

イ. 事業内容

都道府県鍼灸マッサージ師会が、会員、非会員を問わず鍼灸マッサージ師の免許を有する者の資質の向上を図り、もって国民に対し良質かつ適正な施術等を提供することを目的とした研修会等を開催する場合に、当該都道府県鍼灸マッサージ師会の要請を受けて、研修内容に適した専門家（大学教授、専門学校講師、臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等）を派遣する。派遣は、1都道府県鍼灸マッサージ師会当たり年1回とし、平成26年度は30の都道

府県師会を予定。

ロ. 派遣対象

- ・事業目的に適合する研修会等を開催する都道府県鍼灸マッサージ師会。
- ・受講対象は会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者。
- ・各師会へ研修会の支援として、年1回講師の往復交通費を助成する。

ハ. 実施時期

都道府県鍼灸マッサージ師会が研修会等を開催する日。

二. 実施場所

都道府県鍼灸マッサージ師会が研修会等を開催する場所。

ホ. 財 源

派遣する講師の往復交通費（上限5万円）を本会が会費を充当して支出する。

## 2. 公2事業

### (1) 広報紙など発行事業

イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する専門技術的情報、行政施策の動向、各事業の取組状況、研修会、講演会等の開催案内、健康講話等を内容とする広報紙（月刊東洋療法）を毎月墨字版約1万部、会員、会員外の購読希望者、行政機関、関係団体、公立図書館、専門学校等に無料（但し、会員外の購読希望者は有料）で広く配付する。

ロ. 対象者

会員のみならず、会員外の購読希望者、行政機関（関係省庁、都道府県庁、保健所）、都道府県鍼灸マッサージ師会、鍼灸マッサージの関係団体のほか、全国の公立図書館、専門学校を通じて一般国民、専門学校生にも広く眼を通して機会を提供する。

ハ. 実施時期

毎月1回発行する。

二. 実施場所

編集等に関する事務作業は、本会の所有する会館内の事務所において行い、印刷、発送は、業者に発注する。

ホ. 財 源

ほとんどを無料配布とするため、要した経費については当会会費を充当して支出する。

### (2) リーフレット、ポスター等の作成、配布

イ. 事業内容

鍼灸マッサージの施術は、あはき等法に基づき、国家免許を有する者でない

と出来ないことを、無免許施術者対策として周知するためのポスター等を作成し、一般国民をはじめ、行政、図書館等に広く配布する。

ロ. 対象者

一般国民、行政機関、企業等を広く配布対象とする。

ハ. 実施時期

通年とする。

二. 実施場所

企画等に関する事務作業は、本会の所有する会館内の事務所で行い、印刷は、業者に発注する。配布は、本会及び都道府県鍼灸マッサージ師会の各種行事の場及び会員の治療院を通じる等により行う。

ホ. 財 源

会費を充当する。

(3) 温泉とほり、きゅう、マッサージで健康つくり講演会

イ. 事業内容

温泉療法等について学識経験を有する温泉療法専門医又は大学教授の講師及び鍼灸マッサージの臨床経験が豊富な本会の役員を講師又はシンポジストとし、温泉の効果と正しい利用法及び鍼灸マッサージとの相乗効果並びに鍼灸マッサージの正しい知識についての講演、シンポジウムを内容とする講演会を開催する。

ロ. 対象者

一般国民 100 名を対象とする

ハ. 平成 26 年度実施時期等

岡山県市内予定

平成 26 年 10 月に開催予定

ニ. 財 源

参加費は無料とし、要した経費は会費を充当して支出する。

(4) あはき等法推進協議会による協議等

イ. 事業内容

関係団体から各 2 ~ 3 名が出席し、あはき等法のあり方と運用、あはき等法を踏まえた行政施策、企業等の取組状況、WHO や中国・韓国・タイ等諸外国における鍼灸マッサージについての取組み状況、鍼灸マッサージ師の教育、研修制度、学会の現状等について幅広く情報交換のうえ問題点についての対応策を協議し、必要に応じて行政に対する政策提言や、企業及び関係方面に対する問題点と改善策の提起等を行うこととしている。

ロ. 実施時期

協議会の開催は、2 ~ 3 カ月に 1 回、年間 5 回程度とする。

ハ. 実施場所

本会が所有する会館内の会議室を無償で貸与する。

ニ. 財 源

各団体の出席者に対する交通費等の経費については、各団体がそれぞれ支出する。その他印刷製本費等に要する諸経費については、各団体の協議により各団体の負担額を決定し、各団体が支出する（本会は会費を充当する）。

### 3. 公3事業

#### （1）視覚障害者に対する情報伝達支援

イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する専門技術的情報、行政施策の動向、各事業の取組状況、研修会、講習会等の開催案内、健康講話等を内容とする広報紙を視覚障害者の希望に応じ、毎月点字版化（約1,300部）、CD版化（約300部）、メール版化（約350部）したものを、また、盲学校等（約60校）に対しても、点字版化したもの無料（ただし、会員外の購読希望者は原則有料）で配付する。

ロ. 対象者

会員及び会員外の視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師並びに一般の視覚障害者で広報紙の購読を希望するもののうち、点字版、音声CD版又はメール版による購読を希望する者及び盲学校等の生徒を対象とする。

ハ. 実施時期

毎月1回発行する。

ニ. 実施場所

編集等に関する事務作業は、本会の所有する会館内の事務所において行い、広報紙の点字版化、音声CD版化及び発送は業者に発注する。

（点字版 1,300部、CD版 300枚）

ホ. 財 源

ほとんどを無料配付とするため、要した経費については会費を充当して支出する。

#### （2）視覚障害者等に対する相談、助言

イ. 事業内容

視覚障害者問題に詳しく、かつ、鍼灸マッサージの臨床経験豊富な本会の役員が、以下により相談、助言を行う。

・訪問相談

盲学校等を訪問し、卒業を間近に控えた生徒及びその教師等に対して進路問題を中心とした相談、助言を行う。

・電話相談

視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師等に対して、鍼灸マッサージの専門技術的事項、雇用、治療院経営、健康等様々な問題について相談、助言を行う。

ロ. 対象者

会員及び会員外の視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師、盲学校等を卒業予定の生徒及び教師等を対象とする。

ハ. 実施時期

・訪問相談：毎年2月～3月

・電話相談：毎週1回 通年

ニ. 実施場所：

・訪問相談：盲学校等の会議室等を無償で借受ける。

・電話相談：携帯電話で対応する。

ホ. 財 源

相談、助言に要する費用（役員の活動費、電話料等）は、会費を充当して支出する。

(3) 視覚障害者に対する職業訓練

イ. 事業内容

厚生労働省の「障害者委託訓練事業」を次のとおり委託元から再委託を受け、年間2コース（上期、下期の2コース）実施する。

(委託元) (公財) 東京しごと財団

(委託内容) (視覚障害者委託訓練)

(イ) 対象者：鍼灸マッサージ師の免許を有する盲学校等の新規卒業者等で、求職中の者1コース当たり3名程度

(ロ) 訓練名：鍼・按摩・マッサージの実習と実技

(ハ) 訓練名：座学、実技及び実習

(ニ) 訓練期間：1コース当たり、3ヵ月間

訓練日数52日、訓練時間260時間

(ホ) 受講料：無料

(ヘ) 委託料：訓練生1人につき、1ヵ月当たり6万円

(ト) 修了証書：訓練修了生に対し、東京障害者職業能力開発校長名の修了証書が授与される。

(チ) 実施体制：本会の治療院に配置している鍼灸マッサージ師1名及び外部から招聘する非常勤の鍼灸マッサージ師3名、計4名が交替で指導に当たる。

ロ. 実施時期

・上期（平成26年 5月11日～平成26年 8月10日まで）

・下期（平成26年10月22日～平成27年1月17日まで）

ハ. 実施場所

本会の所有する会館内の治療院及び会議室において行う。

ニ. 財 源

指導員に対する手当等の必要経費については、委託元からの委託料を充て、不足分は会費を充当して支出する。

#### 4. 収益事業等

(1) 視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営

イ. 事業内容

職業訓練の行われない期間及び時間帯に、一般の治療院として配置している鍼灸マッサージ師が施術を行う。

ロ. 対象者

地域住民を対象とする。

ハ. 実施時期

通年（ただし、職業訓練の行われない期間及び時間帯）とする。

ニ. 実施場所

本会の所有する会館内の治療院とする。

ホ. 財 源

鍼灸マッサージ施術による施術料を財源とする。

(2) 相互扶助等事業

イ. 会員が死亡した場合、1人当たり2万円を弔慰金として支給する。

・平成26年度は、35人分を予算計上。

ロ. 対象者

入会1年以上の正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員の全てを対象とする。

ハ. 財 源

会費を充当して支出する。

(3) 専門学校優秀卒業生の表彰

イ. 事業内容

全国の専門学校のうち、本会の表彰状を希望する学校から推薦のあった優秀卒業生に対し、本会の役員が卒業式に出向くか、又は、都道府県師会の役員等によって表彰状を授与する（平成26年度は60名に授与予定）。

ロ. 対象者

本会からの表彰を希望する専門学校から優秀卒業生として推薦のあった者。

ハ. 実施時期

毎年3月

## 二. 実施場所

専門学校の卒業式が開催される式場

## ホ. 財源

表彰に要する表彰状作成費、記念品、卒業式に出席する非常勤役員等の活動費、交通費等の経費は、会費を充当し支出する。

## 5. 管理部門

### (1) 平成26年度会議等について

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| イ. 定時総会            | 1回（5月25日）           |
| ロ. 臨時総会            | 招集時                 |
| ハ. 理事会             | 4回（5月、6月、10月、3月 予定） |
| ニ. 業務執行理事会         | 3回～4回（必要に応じ招集）      |
| ホ. 正副会長会議          | 随時                  |
| ヘ. 監査会             | 1回（4月22日）           |
| ト. 都道府県師会会长会       | 1回（11月 9日）          |
| チ. 任期満了に伴う代議員の選挙実施 |                     |

### (2) 会員管理と増強の方策について

- |  |
|--|
| イ. 会員の増強及び入会案内のリニューアルを実施。                              |
| ロ. 都道府県師会との事務処理の効率化と円滑な会員管理を図るため、会員管理システムの研修と指導の強化を図る。 |
| ハ. 無免許対策として、安心のマーク普及に積極的に取り組む。                         |
| ニ. 都道府県各地区の会議等へ役員を派遣し、会員の増強等情報の共有化を図る。                 |

### (3) 会館の運営について

- |                              |
|------------------------------|
| イ. 各業者と連携をとり保守管理につとめる。       |
| ロ. 会館防災及び災害対策の強化を図る。         |
| ハ. 会館屋上防水工事、エレベーター等の補修工事の実施。 |

以上

平成26年度正味財産増減予算書  
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)  
公株社團法人全日本鍼灸マッサージ師会

平成 26 年度

## 事 業 報 告 書

平成 26 年 4 月 1 日

}

平成 27 年 3 月 31 日

公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会

(平成26年度事業報告書)

目 次	1
事業総括	2
各事業報告	2
I 公1事業	2
1. 研究事業	3
(1) マッサージ等将来研究会による研究等	3
2. 研修事業	3
(1) 学術セミナー	3, 4
(2) 東洋療法推進大会	5
(3) 地域健康つくり指導者研修会	6
(4) スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会	7
(5) 保険取扱説明講習会	7, 8
(6) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣	9
II 公2事業	9
1. 広報紙等発行事業	9
(1) 広報紙の発行について	9
(2) リーフレット等の作成、配布について	10
2. あはき等法推進協議会による協議等	10
(1) あはき等法推進協議会による協議等	10
(2) 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康つくり講演会	11
III 公3事業	11
1. 視覚障害者に対する情報伝達支援	11
2. 視覚障害者に対する相談、助言	11
3. 視覚障害者委託訓練事業	12
IV 収益事業等	12
1. 視覚障害者に対する職業実施の実施に資するための治療院の経営	12
2. 相互扶助等事業	12
(1) 死亡会員に対する弔慰金の支給	12
(2) 専門学校優秀卒業生の表彰	12
V 法人管理事業	12
1. 総会、会議等について	12, 13
2. その他	14, 15

# 平成26年度 事業報告書

## 事業総括

公益社団法人移行認定を受けて4年が経過し、これまでにも増して公益事業を遂行してきたが、会員の増強には繋がっていない。

長年の懸案対策である無免許事業者が蔓延する状況は、昨年度に引き続き平成27年3月に厚生労働省から出された全国医政関係主管課長会議資料「あはき無資格者の取締りについて」及び「あはき無資格者対策について」等により、我々が強く要望していた具体的な文言の追加があったことは、全鍼師会を含めて「あはき業界」にとっても大きな前進であると認識している。

また、無免許営業に対しても、従来我々は免許所有者である事のアピールが十分でなかったことも国民の理解が進んでこなかったと言えなくもない状況であったが、厚生労働省医政局医事課との協議を重ねて進展している。

岡山で開催した東洋療法推進大会は、岡山県師会関係者並びにご参加頂いた皆さんのご尽力のお陰で、多くの会員、非会員及び学生を含め広く一般の方々にも公開できる楽しい大会とすることが出来た。

その他「学術セミナー」、「保険取扱普及講習会」、「スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会」、「視覚障害者委託訓練」、「地域健康つくり指導者研修会」等を実施した。

また、マッサージ等将来研究会による認定訪問マッサージ師認定講習会の開催、及び各都道府県が開催する公益財団法人東洋療法研修試験財団の認定する生涯研修の取り組みに対する支援をした。

「あはき等法推進協議会」、「鍼灸マッサージ保険推進協議会」、「マッサージ等将来研究会」、「国民のための鍼灸推進機構」等の他団体との連携事業活動を行った。

国民が良質な医療を受けるために必要な情報伝達の手段として「はり・きゅう・マッサージの日」（8月9日）に各地で開催するイベントに協力するとともに、その各地域の取り組みを機関誌である月刊東洋療法で紹介した。

## 各事業報告

### I. 公 1 事 業

(鍼灸マッサージに関する学術及び技術の向上、良質かつ適正な施術の提供についての研究、研修等事業)

## 1. 研究事業

### (1) マッサージ等将来研究会による研究等

#### 1) 普及啓発部会

国家免許を持たない無免許業者が増大し、あん摩マッサージ指圧師の教育、研修制度の充実が求められている現状を踏まえ、あん摩マッサージ指圧に係る7団体がマッサージ等将来研究会として研究、協議の場を設け、各団体の英知を終結し、国民に対し、あん摩マッサージ指圧に関する正しい知識を普及するための啓発活動の推進を目的として、平成26年度は普及啓発部会を3回開催した。

また、公開中のホームページ「AMSネット」の運営と普及啓発に努めた。

(あん摩マッサージ指圧に係る7団体)

(公社) 全日本鍼灸マッサージ師会、(公社) 日本あん摩マッサージ指圧師会、

(社福) 日本盲人会連合、(公社) 全国病院理学療法協会、(公社) 東洋療法学校協会、

日本理療科教員連盟、(一社) 日本東洋医学系物理療法学会

#### 2) 生涯・教育部会

あん摩マッサージ指圧師の教育制度のあり方、(公財) 東洋療法研修試験財団が進める鍼灸マッサージ師に対する生涯研修制度のあり方、あん摩マッサージ指圧師のスキルアップと専門性を高めるための認定制度の導入等を検討協議し関係機関等に対し改善策等を提言した。

(部会は5回開催)

・マッサージ等将来研究会 認定制度規則の作成

・認定訪問マッサージ師 講習会を開催

認定訪問マッサージ師認定講習会基礎講義

平成26年11月22日、23日 東京医療福祉専門学校

認定訪問マッサージ師認定講習会実技講義

平成27年1月31日、2月1日 東京医療福祉専門学校

平成27年2月7日、8日 大阪森之宮医療大学

## 2. 研修事業

### (1) 学術セミナー

1) 鍼灸マッサージに関する学術的視野に立ったセミナーを開催し、会員・非会員を問わず鍼灸マッサージ師が学術の研鑽を通してその技術の向上を図り、国民に対して良質な鍼灸マッサージ施術を提供することによって、その健康の保持増進に寄与することを目的に実施した。

2) 開催は年3回、会場、テーマは下記の通り。

イ. 第1回 平成26年7月13日 グローバルテクノ中野（東京都）

演題：「統合医療について」～医師との連携法～

講師：（一社）日本統合医療センター 織田 聰 先生

参加者：36名

ロ. 第2回平成26年9月7日 湘南医療福祉専門学校（神奈川県）

演題：「相談援助技術」～コミュニケーショントレーニング～

講師：臨床心理士 稲富 正治 先生

参加者：55名

ハ. 第3回平成27年3月1日 さいたま共済会館（埼玉県）

演題：「Shinkyu from japan to the world」

～鍼灸、日本から世界へ～

講師：（一社）健康美容鍼灸協会理事長 北川 肇 先生

参加者：40名

3) 都道府県師会が行う研修会等に対する講師派遣

都道府県師会が、本会と同一の目的をもって会員・非会員を問わず鍼灸マッサージ師に対する研修会等を行う場合に、本会から専門の講師を派遣することによって、その資質の向上と国民に対して良質かつ適正な施術等の提供を図り、国民の健康保持増進を目的として実施した。

4) 各都道府県師会が開催する生涯研修の取り組みに対する支援

イ. (公財) 東洋療法研修試験財団「生涯研修実施要領」に基づき「生涯研修会終了報告書並びに修了証書交付の申請及び対象者に関するお願い」を各都道府県師会長に配信し促進を図った。

ロ. 各地域内における研修の実績報告は下記のとおり。

・東洋療法研修試験財団・生涯研修実施の都道府県師会

北海道 北海道 (1/1)

東 北 青森、岩手、宮城、山形、福島 (5/6)

関東甲越 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟 (7/10)

北 陸 富山、石川 (2/3)

中 部 長野、静岡、岐阜 (3/5)

近 畿 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 (6/7)

中 国 鳥取、島根、岡山、広島、山口 (5/5)

四 国 徳島、香川、愛媛、高知 (4/4)

九 州 福岡、長崎、鹿児島 (3/8)

総計36師会

・東洋療法研修試験財団共催の生涯研修実施都道府県師会

北海道 北海道師会（平成26年 9月21日）  
大阪 大阪府師会（平成26年11月30日）  
全 鍼 全鍼師会（平成27年2月14日、15日）  
総計 3師会

5) 関係団体との委員会活動

イ. 鍼灸安全性委員会への参画

鍼灸医療安全ガイドライン、鍼灸医療安全対策マニュアル（医歯薬出版株式会社）の記載内容につき検討。

ロ. 国民のための鍼灸医療推進機構への参画

運営委員会、運営作業委員会、研修作業部会、普及啓発部会、グランドデザイン検討委員会に出席。

ハ. 東洋療法研修試験財団と検討・協議

「生涯研修実施要領」等の変更について協議。

6) 第13回東洋療法推進大会 in 岡山において分科会を担当

イ. 「かかりつけ鍼灸マッサージ師の役割」について分科会開催。

ロ. 「臨床発表」を募集し分科会開催。

ハ. 保険推進委員会と合同のシンポジウム「在宅医療マッサージ調査・研究報告」について分科会開催。

7) 学術委員会を4回開催

第1回平成26年4月27日（東洋療法推進大会分科会計画検討）

第2回平成26年7月13日（生涯研修認定実施について）

第3回平成27年2月14日（生涯研修認定実施について）

第4回平成27年3月 1日（平成27年度事業計画検討）

8) 学術団体・研究機関との連携を密にする

イ. (一社) 日本東洋医学系物理療法学会出席（東京 3月21日～22日）

ロ. (公社) 全日本鍼灸学会

第63回全日本鍼灸学会学術大会出席（愛媛 5月16日～18日）

(2) 東洋療法推進大会

1) 全国の鍼灸マッサージ師を一堂に集め、鍼灸マッサージに関する学術の研鑽、技術の向上に資するための様々な講演、シンポジウム、症例発表等を行いその資質の向上を図り、もって国民に対し、より良質かつ適正な施術等を提供し、健康保持、増進に寄与することを目的に年1回、会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師免許保持者及び専門学校学生を対象に、また、一般公開講座は一般国民を対象に実施。

2) 第13回東洋療法推進大会 in 岡山の開催

- ・日 程 平成26年10月19日～20日
- ・会 場 ホテルグランヴィア岡山
- ・大会テーマ 「東洋療法と癒しの心～世界に広げたい日本の鍼灸マッサージ」
- ・参加者 477名（一般約100名）

#### イ. 準備委員会

各委員がメールを主体として、大会の運営を検討して準備を行なった。

#### ロ. 各分科会を開催

- ・特別講演 「医師が認め自ら行う手技療法と代替医療のすすめ」
- ・シンポジウム 「在宅医療マッサージ調査・研究報告」
- ・シンポジウム 「かかりつけ鍼灸マッサージ師の役割」
- ・シンポジウム 「東京オリンピックに向けて」
- ・一般講演 「会員の日々の臨床や地域での取り組みの発表」
- ・保険推進委員会 「社会保障制度抑制トレンドの中での鍼灸マッサージ」
- ・スパ事業委員会 「日本型スパと東洋療法」
- ・地域健康つくり委員会 「地域で健康つくりの指導者となるためには」
- ・視覚障害委員会 「相談事業に見る治療院経営の現状と課題」
- ・スパ事業委員会 「実技講習 スパで実践する健康美容鍼灸」

#### (3) 地域健康つくり指導者研修会

##### 1) 第8回地域健康つくり指導者講習会の開催

- イ. 平成27年度の介護保険制度改革を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に関する研修を開催した。
- ロ. ケアシステムでの鍼灸マッサージ師の役割について考察し、予防事業における機能訓練指導の実技研修を行った。
- ハ. 第13回東洋療法推進大会 in 岡山にて、認定審査会を行い、地域健康つくり指導者2名を認定登録した。

##### 2) 前期開催（京都府師会 共同開催）

- ・日 時 平成26年7月6日
- ・会 場 京都仏眼鍼灸理療専門学校
- ・参加者 会員43名、会員外3名、学生2名

##### 3) 後期開催（厚生労働省老健局講演、シンポジウム等）

- ・日 時 平成27年2月14日～15日
- ・会 場 東京BIZ新宿

- ・参加者 会員83名、会員外37名

(4) スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会

- 1) 会員、非会員を問わず鍼灸マッサージ師を対象に、スポーツ選手やスポーツ大会の参加者に対する医学的サポートを専門的に行うに当たっての知識、技術等を講習し、医師、監督、コーチ等のスタッフと連携のもと、鍼灸マッサージの特性を生かした医学的サポートができる人材を育成する。国内の各種スポーツ大会で選手及び参加者に対し、良質かつ適切なサポートを行い、もってスポーツ外傷・傷害の予防、事後の適切なケア、健康保持、増進を目的に実施。
  - ・専門領域認定制度を導入し、認定者を競技団体等へ推薦
  - ・講習会（前期・後期／A級・B級並行開催）の企画運営
  - ・実行委員会の開催
- 2) 前期講習会
  - ・日 時 平成26年6月21日～22日
  - ・会 場 東京ファッションタウンビル
  - ・参加者 受講者は186名（A・B級含め）
- 3) 後期講習会
  - ・日 時 平成26年12月20日～21日
  - ・場 所 東京ビッグサイト
  - ・参加者 受講者は181名（A・B級含め）
- 4) 認定者について  
認定者は、当会HPに名簿発表するとともに、各都道府県担当部門へ名簿を提出する。
- 5) 第13回東洋療法推進大会 in 岡山にて、分科会開催。  
テーマ「東京オリンピックに向けて」

(5) 保険取扱説明講習会

健康保険による鍼灸マッサージ施術の普及を図るため、鍼灸マッサージ師及び一般市民を対象として「保険取扱普及講習会」を開催し、保険制度の啓蒙啓発を図るとともに保険取り扱いの最新の制度を学習し、適正なアドバイスと事務処理能力を身につけるため地域ごとに適宜開催する。

具体的には、我が国では「誰でも」「どこでも」「いつでも」保険医療を受けられる国民皆保険体制が確立している。しかしながら、国民が鍼灸マッサージの施術を健康保険（療養費）で受けようとする場合にはそう簡単ではなく、対象となる疾患や症状に制限があることや、面倒な手続きが必要であることなど色々理解をしていただく必要がある。

こうした制度上の要件はまだ広く知られているとは言えず、国民への周知と普及が図られなければならない。また、保険での施術を求められた場合に、施術者が適切に対応できるよう保険制度を熟知していなければならないことから、広く国民に対し、また、施術者に対し各地で保険取扱説明講習会を開催し、講習指導することにより療養費制度の一層の普及と関係事務手続きについて誤りのない適正な取り扱いを推進し、もって医療保険制度の適正運用と、国民が医療保険制度の適用を平等に受けられる機会の確保に寄与するため保険取扱説明講習会を行った。

- 1) 保険取扱説明講習会は6地域で6回開催した。  
　　関西ブロック（大阪）、群馬、四国ブロック（愛媛）  
　　東海北陸ブロック（福井）、兵庫、茨城
- 2) 医療保険制度に関する厚生労働省との協議  
「5項目の要望」の実現を図るため関係4団体で構成する「鍼灸マッサージ保険推進協議会」に参画し、国民や鍼灸マッサージ師が利用しやすい療養費制度の運用について引き続き厚生労働省と協議を行った。  
イ. 厚生労働省医療課との定期協議を12回実施した。  
ロ. 協議事項
  - ・あはき療養費の制度改革について
  - ・療養費の料金改定および運用について
  - ・療養費取り扱い疑義照会への対応について
  - ・保険取り扱い懸案事項について
  - ・その他
- 3) 第13回東洋療法推進大会 in 岡山において保険局単独シンポジウム、学術局と合同シンポジウムを開催し、前者では社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費専門委員会において本会が示した「一部負担金でかかる制度」「訪問施術制度」「介護保険への参入」に関し説明を行い、パネリストと共にあはき療養費の制度改革について討議した。後者では昨年度の新潟大会に続きエビデンス構築の重要性を提起し、療養費におけるあはきが社会保障制度の中で重要な社会資源・医療資源である事を確認した。
- 4) 平成25年度・療養費のアンケート調査を実施し、療養費の実態を各都道府県師会と共有した。

- 5) 各保険者への対応  
 療養費制度を適正かつ円滑に運用するため、保険者との連携、協力に努めるとともに、必要に応じ意見交換、協議等を行った。
- 6) 療養費制度及びその支給申請に係る日常的な相談指導を行った。
- 7) 医師向けの同意書発行に関するガイドブックの作成に先駆けて厚労省に疑義解釈通知（Q&A）発出に関する働きかけを行った。
- (6) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣及び助成金の支給
- 1) 都道府県師会が、本会と同一の目的をもって会員・非会員を問わず鍼灸マッサージ師に対する研修会等を行う場合に、本会から専門の講師を派遣することによってその資質の向上と、国民に対して良質かつ適正な施術等の提供を図り、もって国民の健康保持、増進に寄与することを目的に実施した。
  - 2) 平成26年度実績は、24師会へ講師派遣交通費の助成を行った。

## II. 公 2 事 業

(鍼灸マッサージに関する普及啓発活動等事業)

### 1. 広報紙等発行事業

#### (1) 広報紙の発行について

- 1) 国民をはじめ行政等関係各方面に対する鍼灸マッサージについての正しい知識の普及と鍼灸マッサージ師の資質向上を図り、良質かつ適正な施術等が受けられることにより、国民の健康保持、増進に寄与することを目的に、広報誌「月刊東洋療法」第241号から第252号の発行を行った。

[発行部数明細表 単位：部]

項目	区分	点字版	CD版	墨字版	メール版	合計
合計	会員	12,695	3,881	86,436	4,518	107,530
	会員外	912	—	27,358	—	28,270
	小計	13,607	3,881	113,794	4,518	135,800

- 2) 当会が主催する各種研修会（東洋療法推進大会、学術セミナー、地域健康つくり指導者研修会・スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会等）の内容を随時紹介した。

### 3) I T 委員会の活動

当会ホームページのデータ更新等を随時行った。

#### (2) リーフレット等の作成、配布について

国民向けリーフレット「no More 無免許」作成し、HPに掲示して会員及び国民一般に周知した。

### 2. あはき等法推進協議会による協議等

#### (1) あはき等法推進協議会による協議等

##### 1) あはき等法推進協議会 7回開催

イ. 第1回 平成26年4月18日

・あん摩マッサージ指圧師と無免許者との差別化について。

ロ. 第2回 平成26年7月1日

・国民生活センター（手技による医業類似行為の危害）について。

ハ. 第3回 平成26年8月21日

・週3日夜間3時間の養成施設について。

ニ. 第4回 平成26年9月19日

・養成施設の単位制に必要最小時間制について。

ホ. 第5回 平成26年10月31日

・携帯免許証明カードについて。

ヘ. 第6回 平成26年12月19日

・マッサージの診療報酬（消炎鎮痛）の引き上げ運動について。

ト. 第7回 平成27年2月6日

・産業分類改定について。

##### 2) 無免許対策委員会の活動報告

イ. 無免許対策委員会開催を2回開催

・平成26年 5月25日（無免許対策について）。

・平成26年10月19日（展示用無免許対策について）。

ロ. 厚生労働省医政局医事課と無免許対策定期協議を11回開催

（平成26年4月23日、6月25日、7月31日、9月10日、

10月7日、10月30日、11月27日、12月19日、

平成27年1月21日、2月18日、3月11日）

ハ. 農林水産省消費・安全局蓄水産安全管理課と協議を開催

（平成26年7月1日）

ニ. 経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課と協議を2回開催

（平成26年8月1日、9月10日）

ホ. 内閣府消費者委員会事務局と協議を1回開催

（平成26年10月31日）

- ヘ. 都道府県師会が取り組む「はり・きゅう、マッサージの日」の資料収集
  - ト. 各師会よりの質問、要望に対して問題点の検討と回答
  - チ. 無免許対策に関する相談・助言
  - リ. 各師会より有資格者の違反広告、無免許者の誇大広告を収集し、厚生労働省に情報提示、現状を協議
- 3) 第13回東洋療法推進大会 in 岡山で分科会開催
- ① 無資格者との差別化方策の方向性について協議した。
  - ② 無免許対策資料等展示して普及啓発に努めた。
- (2) 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康つくり講習会
- 1) 第5回「温泉と鍼灸マッサージで健康つくり」講演会を開催
- ・日 時：平成26年10月20日
  - ・場 所：岡山県岡山市（東洋療法推進大会開催 分科会会場）
  - ・テーマ：「日本型スパと東洋療法」を講演
  - ・参加者：90名

### III. 公3事業

(視覚障害者に対する鍼灸マッサージ情報の伝達、職業訓練等支援事業)

#### 1. 視覚障害者に対する情報伝達支援

- (1) 視覚障害を有する鍼師、灸師、あん摩マッサージ指圧師に対して、広報誌、会議資料等の文書を点字、音声CDに変換し、情報提供やその他サポートを、他部局等と連携して対応した。
- (2) 視覚障害者関連会議及び視覚障害者に対する情報メディア等に関する情報収集、研究を実施した。

#### 2. 視覚障害者に対する相談、助言

- (1) 会員、非会員を問わず、視覚障害を有する鍼師、灸師、あん摩マッサージ指圧師に対して、広報誌、会議資料等の文書等を点字、音声CDに変換し情報提供やその他サポートを、他部局等と連携して対応した。また専門技術的事項、雇用や治療院経営等に関する相談助言を行い、問題点を解消し、その結果を生かし、良質かつ適切な施術等を通じ、国民の健康保持増進を目的に事業を行った。併せて情報収集し提供を行った。
- (2) 第12回東洋療法推進大会 in 新潟  
「きっとみんなにも便利」と題する分科会を開催して、講演と視覚障害者用情報支援機器のプレゼンテーションを行った。

(3) 鍼灸マッサージに関する各種相談業務

- 1) 訪問相談 4件
- 2) 電話相談 24件

3. 視覚障害者委託訓練事業

(1) 盲学校等を卒業し、鍼灸マッサージ師免許を取得したにもかかわらず未就職となっている方に対し、厚生労働省の障害者委託訓練事業に基づく職業訓練を受託実施し、技術の向上をはじめ医療に携わるものとして必要な資質の付与と職業的自立を図り、訓練生がこの訓練の成果を生かし良質かつ適正な施術等を通じ、国民の健康保持増進を目的に、開校した。

- ・上期訓練生 2名修業 2名就職
- ・下期訓練については、応募者が定数に達せず休校とした。

#### IV. 収益事業等

(収益事業)

・視覚障害者に対する訓練事業の実施に資するための治療院経営

(その他の事業)

・相互扶助事業

1. 視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営

(1) みびょううち鍼灸マッサージ療院の経営

- 1) 公益目的事業Ⅲの3、視覚障害者に対する職業訓練事業で職業訓練の行われない期間及び時間帯に一般の治療院として経営。
- 2) 平成26年度実績は下記のとおり。
  - ・経常収益 3,361,482円
  - ・経常費用 3,058,332円
  - ・当期利益 303,150円

2. 相互扶助等事業

(1) 死亡会員に対する弔慰金の支給

- ・平成26年度は死亡会員38名の家族に合計760,000円を支給した。

(2) 専門学校優秀卒業生の表彰

- ・平成26年度は全国専門学校等56校の優秀卒業生57名を表彰。

#### V. 法人管理事業

1. 総会、会議等について

(1) 定時総会

- ・開催日 平成26年5月25日

- ・開催場所 ホテルルポール麹町

(2) 監査会

- ・開催日 平成26年4月22日
- ・開催場所 全鍼師会会館3階会議室

(3) 理事会

1) 業務執行理事会

第1回 平成26年10月7日

平成26年度下期における事業計画、第13回東洋療法推進大会 in 岡山の総括及び将来ビジョン検討委員会としての協議。

2) 理事会

第1回 平成26年4月30日

平成26年度事業報告、並びに平成26年度の決算について定款第42号に基づき書面により、全理事及び監事の同意を得て承認可決。

第2回 平成26年5月25日

定時総会提出議案等について協議。

第3回 平成26年8月1日

地方提出議案等、定時総会の案件について、各委員会からの報告及びその対応について協議。

第13回東洋療法推進大会 in 岡山について協議。

第4回 平成27年3月11日

平成26年度事業報告と決算の見通しについて協議。

平成27年度事業計画（案）と予算（案）について協議のうえ承認可決。

選挙管理委員会から平成27年度定時総会において、任期満了に伴う役員改選を実施する旨及び注意事項等について報告。

3) 正副会長会議

第1回 平成26年5月24日

定時総会及び地方提出議案への対応協議。

第2回 平成26年11月8日

都道府県師会会长会提出議案等への対応協議。

4) 都道府県師会会长会

平成26年11月9日

ホテルルポール麹町において全国49都道府県師会会长と全鍼

師会業務執行理事が出席して開催、情報交換及び諸問題について協議。

(4) 都道府県各師会の会議等への代表者派遣

平成26年4月27日

- ・近畿鍼灸マッサージ師連盟理事会（大阪）

平成26年5月10日、11日

- ・九州鍼灸マッサージ師会連盟代表者会議（長崎）

平成26年6月28日、29日

- ・中国地区鍼灸マッサージ協議会（広島）

平成26年7月6日、7日

- ・東北鍼灸マッサージ学術大会（山形）

平成26年7月13日

- ・北陸地区協議会（福井）

平成26年7月20日、21日

- ・関東甲越地区協議会（新潟）

平成26年9月14日、15日

- ・中部地区研修会（静岡）

平成26年9月20日、21日

- ・北海道躍進大会（北海道）

平成26年11月3日、4日

- ・中部地区研修会（三重）

平成27年2月28日～3月1日

- ・四国地区協議会（香川）

(5) 都道府県周年記念式典等

平成26年9月21日

- ・三重県師会法人化60周年記念式典 会長出席

平成26年11月16日

- ・福岡県師会創立100周年記念式典 会長出席

平成26年12月14日

- ・宮城県師会法人認可40周年（創立75周年）記念式典

会長出席

## 2. その他

(1) 安心のマークの普及

全国の会員に安心のマークの使用の許諾を行い、普及啓発に努め、安心のマーク本年度使用許諾申請が22件、安心のマークアクリルプレートは通算2,723枚を計上。

(2) 入会案内の作成と配布

新規会員確保のため、入会案内をリニューアルして、全国の鍼灸マッサージ養成専門学校等 56 校に配布。

(3) 会員管理システムの運用

全鍼師会と各都道府県師会との間で、入退会等多くの会員情報交換を行っている。本年度も安定したシステムの運用ができるよう、都道府県担当者への個別指導等連携強化に努めた。

(4) 内閣府への報告について

- 1) 平成 25 年度事業報告及び決算報告は、平成 26 年 5 月 25 日開催の定時総会承認に基づき、6 月 30 日付け電子申請により内閣府へ提出し、報告の完了をいただいた。
- 2) 平成 26 年度事業計画及び予算報告は平成 27 年 3 月 10 日開催の第 4 回理事会承認に基づき 3 月 31 日付け電子申請により内閣府へ提出した。

(5) 選挙管理委員会からの報告について

- 1) 代議員及び補欠代議員の選挙を行うため、中央委員 4 名、都道府県委員 94 名が選出され、選挙管理委員会を設置した。
- 2) 平成 26 年 8 月 27 日に第 1 回、平成 26 年 11 月 13 日に第 2 回の選挙管理委員会（中央委員会）を開催し、代議員及び補欠代議員選挙の取組み方法を確認した。
- 3) 平成 26 年 12 月 1 日代議員及び補欠代議員選挙の告示を行った。
- 4) 平成 27 年 1 月 14 日第 3 回選挙管理委員会（中央委員会）を開催し、立候補者の確認等を実施した。

確認内容

- ・代議員定数 109 名に対し立候補者が 110 名。
  - ・補欠代議員立候補者が各都道府県 1 名以内で総数 46 名。
  - ・神奈川県においては、代議員定数 9 名に対して 10 名の立候補者があり、選挙を実施することを決定した。尚、補欠代議員については、立候補の届出者は無かった。
- 5) 平成 27 年 2 月 16 日第 4 回選挙管理委員会（中央委員会）を開催、代議員及び補欠代議員の当選者を確定した。
    - ・神奈川県で実施の代議員選挙の開票を行い、当選者 9 名、落選者 1 名を確認し発表した。
    - ・平成 27 年度開催定時総会における任期満了に伴う役員の選出方法、投票及び開票のスケジュール等について確認を行った。

以上

# 財産目録

(平成27年3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表科目	場所、物量等	使用目的等	金額
<b>I. 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金			
現金	手元保管	運転資金として	465,988
預金	普通預金 群馬銀行四谷支店 (NO.0072014)	運転資金として	644,630
預金	普通預金 りそな銀行新宿支店 (NO.1717115)	運転資金として	389,611
預金	普通預金 りそな銀行新宿支店 (NO.1794734)	運転資金として	151,280
預金	普通預金 りそな銀行新宿支店 (NO.1727254)	運転資金として	109,015
預金	普通預金 三菱東京UFJ銀行 四谷支店(NO0046909)	運転資金として	220,514
預金	郵便貯金 ゆうちょ銀行四谷通二 (NO.00160-8-31031)	運転資金として	1,095,738
	計		3,076,776
<b>流動資産合計</b>			3,076,776
<b>2. 固定資産</b>			
<b>(1) 基本財産</b>			
土地	107.40平方メートル 新宿区四谷3丁目12番17	建物の敷地。 1階を障害者職業訓練事業および 収益事業で使用。 2階から5階を各事業、管理で使用。 公益目的保有財産は敷地面積の 49.1%である。 収益事業等、法人会計使用割合は、 50.9%である。	50,273,490
<b>基本財産合計</b>			102,390,000
<b>(2) 特定資産</b>			
減価償却引当資産	定期預金 りそな銀行新宿支店	建物の外装の改良、室内の改造、屋上 の防水加工の強化等の改修をするため の資金。 公益目的保有財産は49.1%である。 収益事業等、法人会計使用割合は 50.9%である。	0
	計		0
退職給付引当資産	定期預金 群馬銀行四谷支店他	従業員の退職金支払のための引当資金積立。 公益事業等割合 70.4% 収益事業、法人会計割合 29.6%	1,728,461
			726,739
			2,455,200
<b>特定資産合計</b>			2,455,200
<b>(3) その他固定資産</b>			
建物および附属設備	床面積283.31平方メートル 新宿区四谷3丁目12番17	1階を障害者職業訓練事業および 収益事業で使用。 2階から5階を各事業、管理で使用。 公益目的保有財産は建物使用割合の 49.1%である。 収益事業等、法人会計使用割合は、 50.9%である。	42,864,569
	計		87,300,548
構築物	会館モニュメント 新宿区四谷3丁目12番17	公益目的保有財産は建物使用割合の 49.1%である。 収益事業等、法人会計使用割合は、 50.9%である。	329,669
			341,754
	計		671,423
器具及び備品	会館建物用器具備品23件 新宿区四谷3丁目12番17	使用割合で公益目的保有財産を按分 公益目的保有財産 収益事業等、法人会計用財産	745,907
			798,413
	計		1,544,320
	事務用器具備品19件 新宿区四谷3丁目12番17	使用割合で公益目的保有財産を按分 公益目的保有財産 収益事業等、法人会計用財産	41,595
			26,594
	計		68,189
<b>その他固定資産合計</b>			89,584,480
<b>固定資産合計</b>			194,429,680
<b>資産合計</b>			197,506,456
<b>II. 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	日本鍼灸マッサージ協同組合 国民のための鍼灸医療推進機構 国税	月刊東洋療法広報誌広告委託料 譲出金 消費税	678,000 1,000,000 319,700
	計		1,997,700
預り金	源泉所得税 源泉住民税 社会保険 雇用保険 療養費預かり金		399,051 30,300 0 58,223 182,912
	計		670,486
<b>流動負債合計</b>			2,668,186
<b>2. 固定負債</b>			
退職給付引当金	職員に対するもの	職員1名に対する退職に備えたもの 公益事業等割合 70.4% 収益事業、法人会計割合 29.6%	1,728,461
			726,739
			2,455,200
<b>固定負債合計</b>			2,455,200
<b>負債合計</b>			5,123,386
<b>正味財産</b>	<b>合計</b>		192,383,070

## 財務諸表

## 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I. 資 産 の 部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	3,076,776	1,883,282	1,193,494
未収金	0	200,000	△ 200,000
流動資産合計	3,076,776	2,083,282	993,494
2. 固定資産			
(1)基本財産			
土 地	102,390,000	102,390,000	0
基本財産合計	102,390,000	102,390,000	0
(2)特定資産			
減価償却引当資産	0	11,000,000	△ 11,000,000
記念事業積立準備資産	0	0	0
退職給付引当資産	2,455,200	1,690,120	765,080
特定資産合計	2,455,200	12,690,120	△ 10,234,920
(3)その他固定資産			
建物および附属設備	87,300,548	88,379,233	△ 1,078,685
構 築 物	671,423	688,433	△ 17,010
器具及び備品	1,612,509	1,716,672	△ 104,163
その他固定資産合計	89,584,480	90,784,338	△ 1,199,858
固定資産合計	194,429,680	205,864,458	△ 11,434,778
<b>資 産 合 計</b>	<b>197,506,456</b>	<b>207,947,740</b>	<b>△ 10,441,284</b>
<b>II. 負 債 の 部</b>			
1. 流動負債			
未 払 金	1,997,700	1,943,000	54,700
預り金	670,486	785,085	△ 114,599
流動負債合計	2,668,186	2,728,085	△ 59,899
2. 固定負債			
退職給付引当金	2,455,200	2,306,400	148,800
固定負債合計	2,455,200	2,306,400	148,800
<b>負 債 合 計</b>	<b>5,123,386</b>	<b>5,034,485</b>	<b>88,901</b>
<b>III. 正 味 財 産 の 部</b>			
1. 指定正味財産			
受取寄付金	105,607,844	105,607,844	0
指定正味財産合計	105,607,844	105,607,844	0
(うち基本財産への充当額)	(102,390,000)	(102,390,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	86,775,226	97,305,411	△ 10,530,185
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(11,000,000)	(△ 11,000,000)
正味財産合計	192,383,070	202,913,255	△ 10,530,185
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>197,506,456</b>	<b>207,947,740</b>	<b>△ 10,441,284</b>

## 貸借対照表内訳表

(平成27年3月31日現在)

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
<b>I. 資産の部</b>					
1. 流動資産					
現金預金	0	0	3,076,776	0	3,076,776
未収金	0	0	0	0	0
流動資産合計	0	0	3,076,776	0	3,076,776
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
土地	50,273,490	28,054,860	24,061,650	0	102,390,000
基本財産合計	50,273,490	28,054,860	24,061,650	0	102,390,000
(2) 特定資産					
減価償却引当資産	0	0	0	0	0
記念事業積立準備資産					
退職給付引当資産	1,728,461	245,520	481,219	0	2,455,200
特定資産合計	1,728,461	245,520	481,219	0	2,455,200
(3) その他固定資産					
建物および附属設備	42,864,569	23,920,350	20,515,629	0	87,300,548
構築物	329,669	183,970	157,784	0	671,423
器具及び備品	791,742	441,827	378,940	0	1,612,509
その他固定資産合計	43,985,980	24,546,147	21,052,353	0	89,584,480
固定資産合計	95,987,931	52,846,527	45,595,222	0	194,429,680
<b>資産合計</b>	<b>95,987,931</b>	<b>52,846,527</b>	<b>48,671,998</b>	<b>0</b>	<b>197,506,456</b>
<b>II. 負債の部</b>					
1. 流動負債					
未払金	678,000	0	1,319,700	0	1,997,700
預り金	0	182,912	487,574	0	670,486
流動負債合計	678,000	182,912	1,807,274	0	2,888,186
2. 固定負債					
退職給付引当金	1,728,461	245,520	481,219	0	2,455,200
固定負債合計	1,728,461	245,520	481,219	0	2,455,200
<b>負債合計</b>	<b>2,406,461</b>	<b>428,432</b>	<b>2,288,493</b>	<b>0</b>	<b>5,123,386</b>
<b>III. 正味財産の部</b>					
1. 指定正味財産					
受取寄付金	50,273,490	28,054,860	27,279,494	0	105,607,844
指定正味財産合計	50,273,490	28,054,860	27,279,494	0	105,607,844
(うち基本財産への充当額)	(50,273,490)	(28,054,860)	(24,061,650)	(0)	(102,390,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産					
一般正味財産合計	43,307,981	24,363,235	19,104,011	0	86,775,226
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
<b>正味財産合計</b>	<b>93,581,471</b>	<b>52,418,095</b>	<b>46,383,505</b>	<b>0</b>	<b>192,383,070</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>95,987,931</b>	<b>52,846,527</b>	<b>48,671,998</b>	<b>0</b>	<b>197,506,456</b>

## 正味財産増減計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：円)

勘定科目	本年度決算	前年度決算	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	1,668,000	1,992,000	△ 324,000
入会金	1,668,000	1,992,000	△ 324,000
受取会費	72,664,000	74,948,000	△ 2,284,000
正会員会費	68,944,000	71,352,000	△ 2,408,000
準会員会費	3,720,000	3,596,000	124,000
賛助会員会費	0	0	0
事業収益	10,095,782	9,601,873	493,909
参加費	4,085,500	3,156,000	927,500
施術報酬	3,361,482	3,167,069	194,413
広告料	2,260,000	2,310,000	△ 50,000
委託手数料	388,800	966,804	△ 578,004
受取補助金等	787,840	980,000	△ 192,160
国庫補助金収入	450,000	450,000	0
民間補助金	337,840	530,000	△ 192,160
受取寄付金	0	110,000	△ 110,000
災害復興支援収入	0	110,000	△ 110,000
寄付金収入	0	0	0
雑 収 益	2,651,744	2,162,737	489,007
雑 収 益	2,651,744	2,162,737	489,007
経常収益計	87,867,366	89,794,610	△ 1,927,244
(2) 経常費用			
事業費	67,461,278	65,126,553	2,334,725
役員報酬	4,194,000	4,325,000	△ 131,000
委員活動費	1,580,000	1,525,000	55,000
職員給与手当	14,410,026	15,362,100	△ 952,074
退職給付引当金	119,635	640,048	△ 520,413
法定福利費	2,394,184	2,271,694	122,490
福利厚生費	1,589,886	1,592,504	△ 2,618
旅費交通費	4,257,464	5,427,002	△ 1,169,538
会場・会議費	5,238,279	4,267,627	970,652
通信運搬費	8,363,334	7,503,382	859,952
印刷製本費	11,936,968	10,755,695	1,181,273
学校関係費	768,281	711,160	57,121
会員福利厚生費	779,440	715,000	64,440
減価償却費	1,787,945	1,868,636	△ 80,691
消耗什器備品費	83,791	666,277	△ 582,486
消耗品費	361,574	355,584	5,990
修繕費	0	4,350	△ 4,350
講師派遣費	2,133,754	2,228,488	△ 94,734
光熱水料費	624,159	546,060	78,099
保険料	598,590	649,004	△ 50,414
IT推進費	0	0	0
保守料	32,400	30,000	2,400
支払手数料	49,782	214,885	△ 165,103
会館維持諸費	3,630,338	1,200,738	2,429,600
賃借料	581,305	492,637	88,668
委託費	901,020	693,000	208,020
租税公課	633,268	632,119	1,149
原稿料	270,000	150,000	120,000
雑費	141,855	298,563	△ 156,708
管理費	27,145,098	27,257,304	△ 112,206
役員報酬	2,250,000	2,190,000	60,000
委員活動費	240,000	240,000	0
職員給与手当	3,923,340	4,182,558	△ 259,218
退職給付引当金	29,165	181,232	△ 152,067
法定福利費	598,546	567,924	30,622
福利厚生費	482,208	513,983	△ 31,775
総会等関係費	2,948,353	2,877,768	70,595
会議費	1,160,519	1,188,713	△ 28,194
旅費交通費	3,907,985	4,119,671	△ 211,686
通信運搬費	1,727,122	1,464,994	262,128
会員管理費	374,748	1,417,332	△ 1,042,584
減価償却費	544,294	564,324	△ 20,030
負担金	1,000,000	1,000,000	0
消耗什器備品費	12,612	126,912	△ 114,300
消耗品費	26,875	23,573	3,302
修繕費	12,400	4,480	7,920
印刷製本費	664,126	897,671	△ 233,545
保守料	1,094,178	916,980	177,198
IT推進費	0	0	0
光熱水道費	191,735	167,744	23,991
会館維持諸費	1,115,202	368,854	746,348
賃借料	131,897	109,793	22,104
保険料	132,120	129,236	2,884
諸謝金	2,166,273	2,012,715	153,558
租税公課	522,212	444,181	78,031
支払利息	116,258	116,259	△ 1
支払手数料	252,291	229,845	22,446
委託費	1,119,900	666,760	453,140
雑費	400,739	423,812	△ 23,073
災害復興支援費	0	110,000	△ 110,000
経常費用計	94,606,376	92,383,857	2,222,518
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,739,010	△ 2,589,247	△ 4,149,763
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 6,739,010	△ 2,589,247	△ 4,149,763
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益	20,000,000	20,000,000	0
経常外収益計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 経常外費用			
経常外費用	20,000,000	20,000,000	0
その他の経常外費用	3,791,175	0	3,791,175
経常外費用計	23,791,175	20,000,000	3,791,175
当期経常外増減額	△ 3,791,175	0	△ 3,791,175
当期一般正味財産増減額	△ 10,530,185	△ 2,589,247	△ 7,940,938
一般正味財産期首残高	97,305,411	99,894,658	△ 2,589,247
一般正味財産期末残高	86,775,226	97,305,411	△ 10,530,185
II. 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	0	515,592	△ 515,592
一般正味財産への振替額	0	110,000	△ 110,000
当期指定正味財産増減額	0	405,592	△ 405,592
指定正味財産期首残高	105,607,844	105,202,252	405,592
指定正味財産期末残高	105,607,844	105,607,844	0
III. 正味財産期末残高	192,383,070	202,913,255	△ 10,530,185

### 正味財產増減計算書内訳表

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(果位：四)

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針について

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお平成19年4月1日以前取得したもので取得価額の5%に達しているものは、残存価額を5年間で償却している。

また平成19年4月1日以降取得したものについては、新定額法に基づいて償却している。

#### (2) 引当金の計上基準

退職給付引当金——職員の退職給付に備えるため、退職給付債務を簡便法

(退職給付に係わる期末自己都合要支給額)により計上している。

賞与引当金——引当はしていない。

#### (3) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっている。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込み方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
<b>基本財産</b>				
<b>土 地</b>	102,390,000	0	0	102,390,000
<b>小 計</b>	102,390,000	0	0	102,390,000
<b>特定資産</b>				
<b>減価償却引当資金</b>	11,000,000	0	11,000,000	0
<b>記念事業準備資産</b>	0	0	0	0
<b>退職給付引当資産</b>	1,690,120	765,080	0	2,455,200
<b>小 計</b>	12,690,120	765,080	11,000,000	2,455,200
<b>合 計</b>	115,080,120	765,080	11,000,000	104,845,200

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対する額)
<b>基本財産</b>				
<b>土 地</b>	102,390,000	102,390,000	0	0
<b>小 計</b>	102,390,000	102,390,000	0	0
<b>特定資産</b>				
<b>減価償却引当資産</b>	0	0	0	0
<b>退職給付引当資産</b>	2,455,200	0	0	2,455,200
<b>記念事業準備資産</b>	0	0	0	0
<b>小 計</b>	2,455,200	0	0	2,455,200
<b>合 計</b>	104,845,200	102,390,000	0	2,455,200

### 4. 担保に供している資産

基本財産である下記資産を株式会社りそな銀行との取引の根抵当権(極度額5,000万円)に付している。

土地 新宿区四谷三丁目12番17

宅地 107.40平方メートル

期末現在において、株式会社りそな銀行からの負債はない。

### 5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物および付属設備	122,288,155	34,987,607	87,300,548
構築物	945,000	273,577	671,423
器具及び備品(事務用)	4,162,348	4,094,159	68,189
器具及び備品(会館用)	8,349,062	6,804,742	1,544,320
<b>合 計</b>	135,744,565	46,160,085	89,584,480

### 6. 補助金の内訳ならびに交付者、当期の増減額及び残高

補助金の内訳ならびに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の 記載区分
民間補助金収入	(公財)東洋復法研修試験財團	0	37,840	37,840	0	一般正味財産
民間補助金収入	日本鍼灸マッサージ 協同組合	0	300,000	300,000	0	一般正味財産
助成金 特定求職者雇用開発助成金	東京労働局	0	450,000	450,000	0	一般正味財産
<b>合 計</b>		0	787,840	787,840	0	—

### 7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額

内 容	金 額
災害義援金の振替	0
<b>合 計</b>	0